

坂井悦子議員に対する問責決議（案）

議会における議員の発言は、他から制約を受けることなく自由になし得るという発言自由の原則により保障されている。しかし、それは自由だから何を言ってもいいということではないと考える。議会での発言ではないが、地方自治法第132条で禁止されている無礼な言葉を使用したり、他人の私生活にわたる言論をするなど、議会の品位を傷つけ、議会の秩序を乱すような発言は慎まなければならないとある。

今回、坂井議員が起こした行動は、SNS発信に関し連絡を受けたことに端を発し、暴挙ともいえる行動をとったことである。

その内容は、職員に対し懲戒を求めるものであり、また、それに関わった議員に対しても懲罰を求めているものである。この件では、議会の代表でもある議長の声に一切耳を貸さず、問答無用なやり方を行ったことは絶対に許されるものではなく、議員としてのモラルが欠落しているものとしか思わざるを得ない。

また、この件に関しては、8月16日の代表者会議の席で、議長から「他に口外しない約束」のもと開催され、協議の結果、議長、坂井議員納得の上、一件落ち着いたと思われた。しかし、8月23日、坂井議員は、自身のブログに「特に口外してはならない職員に対するプライバシーにも触れる内容」等を堂々とアップ発信し、さらに混乱を招いた。

ルールを守らず自分だけが正しい。他人の意見に耳を貸さない。個人のプライバシーをも守らず公表する行為。今回の坂井議員の行為は、冒頭にも述べた議会の品位を著しく傷つけるものであり、議会を混乱させるやり方は、断じて許されるものではない。

よって、坂井議員に対し、猛省を促すとともに、今後、議会の秩序を乱すような発言等を慎むよう強く問うものである。

以上、決議する。

平成29年9月6日

飯 能 市 議 会

提案理由

坂井悦子議員は、代表者会議で口外しないことの約束を無視し、自身のブログにその内容をアップしたことに対し、各派代表者から猛省を求められたにもかかわらず、陳謝・反省等の態度が見られず議会の混乱を招いた責任は重大である。

よって、坂井悦子議員の問責を決議するため提案するものである。